

北海道洞爺湖町「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔洞爺湖町協議書より抜粋〕

洞爺湖町は、美しい景観と温泉、洞爺湖といった豊かな地域資源を有する国際的な観光地であり、年間を通じて多くの観光客及び宿泊客が訪れており、幅広い経済効果をもたらしている。しかしながら、コロナ禍により250万人前後の観光客入込数が大幅に落ち込み、近年では、コロナ禍前まで戻りつつあるものの未だコロナ禍前までには回復していない状況が続く一方、インバウンドによる外国人観光客が増加しており、昨年度年間の観光客入込数の外国人観光客の割合が50%を上回っている状況である。洞爺湖温泉の魅力維持・向上には、外国人観光客への対応、観光施設の老朽化対策、観光インフラの整備、多様な観光サービス強化、観光プロモーションの継続的实施といった観光振興のための課題解決に取り組み、また、次期有珠山噴火災害への備えといった喫緊の課題に直面していることもあり、観光事業者等への支援を行い、落ち込んだ観光客入込数の回復の施策、次期有珠山噴火災害への対応が必要不可欠である。

観光客入込数回復のためには、観光振興施策や今後増加が見込まれる外国人観光客への対応が必要である中、人件費の高騰やコスト高による維持管理に係る費用が増加し、観光費の支出が圧迫しているため、積極的な財政支出が困難になっている状況である。

これらの観光振興に係る課題を解決し、洞爺湖観光が美しい景観と環境を保全し、豊富な資源を活用して地域の魅力を高めるとともに、持続可能な観光振興を図る施策に要する費用に充てるためには、地方交付税に頼らない安定した財源の確保が必要であることから、国内外から訪れる宿泊客に広く負担を求めることで安定的な財源を確保し、持続可能な観光振興を図ることとし、観光振興を目的とした税として、本町内の宿泊施設に宿泊するものに宿泊税を課することとするため、宿泊税条例を制定した。

2. 概要 [洞爺湖町協議書より抜粋]

課 税 団 体	北海道洞爺湖町
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	洞爺湖町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	洞爺湖町観光振興を図る施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊につき ・2万円未満 200円 ・2万円以上5万円未満 500円 ・5万円以上 1,000円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約1.5億円
課 税 免 除 等	・ 小学校義務教育課程以下の児童 ・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約74万円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

北海道洞爺湖町宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、北海道洞爺湖町の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、北海道宿泊税と合わせて一泊につき300円（宿泊料金2万円未満）、700円（同2万円以上5万円未満）、1,500円（同5万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

洞爺湖町宿泊税は、洞爺湖町内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

洞爺湖町宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

北海道小清水町「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [小清水町協議書より抜粋]

小清水町は、北海道の北東部に位置し、北に面するオホーツク海沿岸部は網走国定公園、南に位置する藻琴山の山岳地帯は阿寒摩周国立公園に指定され、様々な自然環境の顔をもつ町であり、長年にわたる「健康な土づくり」を基本とした耕畜連携の取り組みにより、基幹産業である農業を中心として発展してきた。

観光産業は、網走から知床への観光ルート内に位置する「小清水原生花園」やラムサール条約登録湿地である「濤沸湖」をはじめとした観光資源を中心に展開し、地域経済を牽引する重要な役割を担ってきており、今後も町内消費の拡大や関連産業への波及など多岐にわたって経済の活性化に寄与することが期待されている。

また、これまで観光施策を進めてきたが、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大を経て、海外観光客の回復・増加とともに、「持続可能な観光」への関心の高まり、団体旅行から個人旅行へのシフト、広域観光の重要性の増加など旅行需要は多様化の様相を見せており、一方でデジタル化の遅れに象徴される生産性の低さや人材不足といった地域における観光産業の構造的課題が一層顕在化している状況にある。

こうした中、観光を取り巻く環境の変化に対応し、厳しい財政状況にある中でも持続的な観光振興を推し進めるため、新たな観光財源を確保し、その財源を活用した事業の実施により来訪者の満足度と利便性を高め、さらなる観光サービスを提供していく好循環を生み出すことが重要である。

このため、観光施策の効果を享受する宿泊者に広く負担を求めることで観光に特化した財源を確保し、質・量ともに充実した施策展開を図ることが必要であり、観光振興を目的とした税を、町内の宿泊施設に宿泊する者に対し課することとするため、この条例を制定した。

2. 概要 [小清水町協議書より抜粋]

課 税 団 体	北海道小清水町
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	小清水町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・ 旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・ 住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	地域資源の磨き上げと魅力向上、持続可能な観光地づくり及び受入環境の充実その他の地域社会及び小清水町経済の発展に資する観光の振興を図る施策に要する費用に充てる。
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊について 200円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約140万円
課 税 免 除 等	・ 修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・ 認定こども園、保育所等の行事の参加者（引率者も含む）
徴税費用見込額	（平年度）約28万円
課税を行う期間	条例施行後5年ごとに見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

北海道小清水町宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、小清水町の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、北海道宿泊税と合わせて一泊につき300円（宿泊料金2万円未満）、400円（同2万円以上5万円未満）、700円（同5万円以上）という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

小清水町宿泊税は、小清水町内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

（３）「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

小清水町宿泊税は、（１）②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」（令和５年３月31日閣議決定）では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人（DMO）の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

長野県松本市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔松本市協議書より抜粋〕

松本市は、令和6年3月に定めた「松本市観光ビジョン」において「あなたと『いきたいまち』の実現に向け、松本市ならではの国際文化観光都市としての魅力を高め、国内外からの来訪を促進し、地域や市民生活と調和した持続可能な観光振興施策を展開することを目指している。

施策を展開するうえで、持続的・安定的な財源が必要であり、また、取組みに必要な財源として松本市民の税金のみでなく、「短い市民」である旅行者にも一定程度の負担をいただき、旅行者とともに好循環を創出したいと考え、新たな観光振興財源確保策を講ずることが必要であると結論付けた。

そこで「松本市観光振興のための財源確保検討委員会」において検討を行い、安定的・持続的な財源確保が可能な「法定外税」が適切であることが望ましいという結論が出されたことを踏まえ、市として「宿泊行為」に課税を行う「松本市宿泊税」を導入することとした。

2. 概要

[松本市協議書より抜粋]

課 税 団 体	長野県松本市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	松本市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	・観光サービス及び受入機能の強化・高度化 ・観光の高付加価値化と効果的な情報発信 ・市民生活との調和 ・危機対応力の強化 ・宿泊税課税、徴収経費
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊につき 150円（ただし、制度開始3年間は100円）
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約2.6億円
課 税 免 除 等	・幼稚園、小学生から大学生までの教育活動又は研究活動として宿泊する場合 ・保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合
徴税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

長野県松本市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、長野県松本市の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、長野県宿泊税と合わせて一泊につき300円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

松本市宿泊税は、松本市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

松本市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえ、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の用途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

長野県野沢温泉村「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [野沢温泉村協議書より抜粋]

長野県の北部に位置する野沢温泉村は、気象庁の観測データから長野県内で最も積雪が多く、全国においても有数の豪雪地帯である。地域住民の生活は、豪雪との闘いの歴史であり、生活基盤の確保に、雪の対策が大きなウェイトを占める地域となっている。

野沢温泉村は古くから温泉による湯治客があったが、大正末期に野沢温泉スキー倶楽部が発足し、スキー産業が導入された。産業としての飛躍は、昭和25年に第1号リフトが完成してからで、以来多くのスキー客が訪れ、観光産業が主幹産業となった。スキー場として古い歴史を持つ野沢温泉村だが、近年では日本人観光客（スキーヤー）の減少傾向が続いている一方で、訪日外国人観光客が急激に増加し、温泉街とスキーエリアの様子が大きく変わりつつある。来訪者の増加は観光において新たな希望である一方、安全で快適な観光地づくりのために、観光地域内の無散水消雪設備（ロードヒーティング）など、常に多額のコストがかかり、大きな負担となっている。

また、地域内の人口は少子高齢化の影響で減少傾向が続き、地域を支える人による税収だけでは、観光地経営は限界にあるといえる。

こうした状況の中、野沢温泉旅館ホテル事業協同組合から「野沢温泉村における宿泊税導入を求める請願書」が提出され、村は、新たな観光振興財源確保のため観光税検討委員会を設立し、調査・研究を行った。委員会では、村への入域税やリフトなどの利用に対して課税することなども検討されたが、徴収方法や平等性についての問題もあり、法定外目的税である宿泊税が最も優先して導入すべき財源とされる答申を村長へ行った。

村は、これを受け、持続可能な観光地経営を目指し、体験価値の向上と需要管理、観光産業基盤の強化、生活環境の改善、自然・文化資源の保全と継承等目的に、宿泊税を新たな独自財源として導入することとした。

2. 概要

[野沢温泉村協議書より抜粋]

課 税 団 体	長野県野沢温泉村
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	野沢温泉村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	1. 体験価値の向上と需要管理 2. 観光産業基盤の強化 3. 生活環境の改善 4. 自然・文化資源の保全と継承 5. 徴税経費・広報経費等
課 税 標 準	上記施設における宿泊料金
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	宿泊料金の5%（ただし、制度開始3年間は3.5%）
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約1.9億円
課 税 免 除 等	・幼稚園、小学生から大学生までの教育活動又は研究活動として宿泊する場合 ・保育所等の施設の主催する行事として宿泊する場合
徴税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

長野県野沢温泉村宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

野沢温泉村宿泊税の課税標準については、「旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊料金」を課税標準とするため、宿泊行為の対価の額を課税標準として課税するという点において消費税と同様であり、課税標準を同じくしている。

② 住民の負担

野沢温泉村の宿泊税額について、住民の負担という観点からは、宿泊行為に課される消費税の税率は10%であり、倶知安町宿泊税の税率5%と合わせると納税義務者の税負担額は宿泊料金の15%となる。

・「20,000円未満」

本区分は村内宿泊者の本区分は、村内宿泊者数の97.4%を占める主要な価格帯である。税額は長野県宿泊税と合わせて宿泊料金1万円で500円、2万円で1,000円であるが、先行事例（ニセコ町：1万円で300円、2万円で700円）を踏まえた上で、本税率について宿泊事業者から理解を得られていること、ロードヒーティングの導入・維持に係る費用は特段の財政需要と言えることから、著しく過重な負担とまでは言えない。

・「20,000円以上」

本区分は、村内宿泊者数の2.6%を占める価格帯である。国内の先行事例と比較して、本区分の税率は相対的に高い水準に位置していると考えられる一方、以下の点を考慮すると住民の負担が著しく過重とまでは言えない。

① 本税率について宿泊事業者から理解を得られていること。また、先述のロードヒーティングの導入・維持に係る費用は特段の財政需要と言えること。

② 海外のリゾート地を見ると、消費税等を含めた税負担率が15%を超える都市も存在しており、本税の負担額が突出して高いとは言えないこと。

(例) 野沢温泉村(日本)：宿泊税 5 % + 消費税 10 % (= 税負担 15 %)

ウィスラー(カナダ)：宿泊税 3 % + 州・売上税 8 % + 連邦消費税 5 %
(= 税負担 16 %)

オアフ(アメリカ)：宿泊税 13.25 + 4.5 (= 税負担 17.75 %)

- ③ 野沢温泉村の調査に基づいた試算では、冬季期間におけるオーストラリア人の野沢温泉村滞在中の合計消費額に占める宿泊税の割合は 2.8 % に留まること。

以上の事情に鑑みて、本区分の税額は相対的に高額な設定ではあるものの、住民の負担が著しく過重とまではいえない。

上記のとおり、野沢温泉村宿泊税については「住民の負担が著しく過重」とまではいえず、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

- (2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

野沢温泉村宿泊税は、野沢温泉村内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

- (3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

野沢温泉村宿泊税は、(1) ② のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和 5 年 3 月 31 日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

宮崎県宮崎市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔宮崎市協議書より抜粋〕

宮崎市においては、人口が平成25年頃をピークに減少に転じ、今後も減少することが予測される。高齢化の進展により生産年齢人口や就業人口が減少することなどから、税収減となる見込みである。しかしながら、観光は、地域の経済活動が縮小する中、世界の観光需要を取り込み、地域活性化、雇用機会の増大など大きな経済波及効果が期待される。

そのため、宮崎市の魅力を高め、来訪客の受入れ環境の向上につながる積極的な観光施策を展開するため、安定的な財源の確保について検討する必要がある。こうした背景から、宿泊税の導入について、令和6年5月から令和6年12月にかけて外部有識者等からなる「宮崎市宿泊税検討委員会」を設置して検討を行い、「宿泊税を宮崎市において導入することは適当である」との報告を受け、宿泊税の使途、課税要件、制度導入までに必要な取り組み、基金の設置等についての提言がなされた。

また、宿泊税制度の詳細部分を構築していくため、関係者と意見交換を重ね、宿泊税の制度内容に反映させるなどして、「宮崎市宿泊税条例」を宮崎市議会に提案し、令和7年9月18日に可決されたところである。宿泊税を導入することで、観光振興施策の展開により、都市の魅力を向上させ、新たなサービスを観光客へ提供することができるようになる。観光消費の増加は、収益の増加、雇用の増大を生むことで地域を潤し、活気あふれた地域社会の創造につながる。

そのことが、ひいては宮崎市への税収増をもたらし、その財源をさらなる観光振興の財源として再投資するという地域経済の好循環を生む仕組みづくりを行いたい。

以上の理由から、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を新たに課することとしたい。

2. 概要

[宮崎市協議書より抜粋]

課 税 団 体	宮崎県宮崎市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	宮崎市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	観光地としての魅力的なまちづくりを進めるとともに、旅行者の受入環境の充実、観光資源の磨き上げ、国内外への誘客促進、その他の観光振興施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊数
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	1人1泊につき 200円
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約5.6億円
課 税 免 除 等	なし
徴税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後3年（その後は5年）を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

宮崎市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（１）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宿泊行為に関連して課税される既存の税目としては、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）があるが、宮崎県宮崎市の課税標準は「宿泊施設への宿泊数」であり、一泊当たりの定額で課税するものであるのに対し、消費税の課税標準は「課税資産の譲渡等の対価の額」であることから、両者の課税標準が同じであるとはいえない。

② 住民の負担

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されている。一泊につき200円という税額は、絶対値として、また先行事例を踏まえても住民の負担が著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（２）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

宮崎市宿泊税は、宮崎市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

（３）「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

宮崎市宿泊税は、（１）②のとおり著しく過重な税負担であるとまではい

えず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人（DMO）の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「（１）及び（２）に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

沖縄県「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔沖縄県協議書より抜粋〕

沖縄県は、年間約1,000万人を超える訪問客が訪れる日本屈指の観光地であり、観光産業は県経済の基幹的役割を担っております。

沖縄県が今後も世界から選ばれる持続可能な観光地として発展していくためには、安全・安心で快適な観光地の実現、県民・県内観光事業者・旅行者にとって満足度の高い受入体制の充実強化や観光による弊害の未然防止（オーバーツーリズム対策）等を実施していく必要があります。

これらに加え、沖縄独自の貴重な自然や文化などのソフトパワーを次世代へ継承し、より良い環境・社会・経済を築くための重要な役割を沖縄観光が果たしていくためには、安定的かつ持続・自主的な財源の確保が不可欠となっております。

そのため本県では、観光の受益者である宿泊者に公平な費用負担を求める「宿泊税」の導入について検討を進め、令和6年10月には県内有識者や観光事業者等からなる「観光目的税の導入施行に関する検討委員会」を設置し、税率設定や課税免除、税の用途などの制度設計等に関する意見を得ております。

また、県と同時に宿泊税の導入を目指す関係市町村や宿泊事業者をはじめとした観光関係者との意見交換を重ね、制度への理解促進と合意形成に努めるとともに、宿泊税の制度内容に反映させるなどして、「沖縄県宿泊税条例」を沖縄県議会に提案し、令和7年9月18日に可決されたところであります。

宿泊税は、「沖縄観光の質の向上等により、納税者に利益を還元する」との視点のもと、安全・安心で快適な観光地づくりや観光インフラなどの受入環境整備、観光人材の確保・育成、自然環境や文化等地域資源の保全・活用、離島等を含む広域的な観光支援のほか、観光の弊害の未然防止などの施策に活用します。

また、宿泊税を導入しない自治体に対しては、交付金を交付することにより、公平化かつ均衡の取れた観光政策を展開することで、訪問客へのサービス向上と地域住民との共生が進み、観光の好循環を生み出す仕組みを構築します。

本県としては、制度の透明性と説明責任を重視し、税收の用途や成果を公表する仕組みを整えとともに、今後も市町村や観光事業者との連携の下で、丁寧な制度運用を図ってまいります。

以上の理由から、地方税法第4条第6項の規定に基づき、観光目的税としての宿泊税を導入することといたします。

2. 概要 [沖縄県協議書より]

課 税 団 体	沖縄県
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	沖縄県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）に係る施設
税 収 の 使 途	(1) 安全・安心で快適な観光の実現 (2) 県民・観光客双方にとって満足度の高い受入体制の充実強化 (3) 観光地における環境及び良好な景観の保全並びに魅力ある付加価値の高い観光地ブランドづくり (4) 観光の振興により県民理解を向上させ、これを前提とした国内外からの観光旅行の促進 (5) 市町村への配分（対象は税を導入しない市町村）
課 税 標 準	上記施設における宿泊料金
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	・1人1泊当たりの宿泊料金の2%（ただし、税額2,000円を上限とする。） ・県と併せて市町村が宿泊税を課す場合 1人1泊当たりの宿泊料金の0.8%（ただし、税額800円を上限とする。）
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約57.0億円
課 税 免 除 等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・学校教育活動として行われる部活動等の参加者（引率者も含む） ・公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等
徴税費用見込額	（平年度）約4.6億円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

沖縄県宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

沖縄県の宿泊税の課税標準については、「旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊料金」を課税標準とするため、宿泊行為の対価の額を課税標準として課税するという点において消費税と同様であり、課税標準を同じくしていると考えられる。

② 住民の負担

沖縄県における住民（納税者）の負担については、独自に宿泊税を課税している県内5市町村に係る負担と合わせて検討する必要がある。沖縄県宿泊税の税率は2.0%であるが、そのうち1.0%相当額（税収の1/2）を市町村に交付金として交付する仕組みとしている。一方、独自に宿泊税を課す県内5市町村域においては、県が実施する広域的事業の一部を当該5市町村が担うこととし、県の宿泊税率を0.8%に引き下げ、当該5市町村の宿泊税率を1.2%とすることで、県内の宿泊税率を一律2.0%としている。

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、1泊につき宿泊料金の2.0%という税額は、絶対値として、また先行事例（倶知安町においては宿泊料金の3.0%）を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

（2）「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

沖縄県宿泊税は、沖縄県内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客

体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

- (3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

沖縄県宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

石垣市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [石垣市協議書より抜粋]

石垣市は、日本最南端に位置する八重山諸島の中心地として、世界屈指の美しい海、手つかずの自然、独自の歴史・文化、そして温暖な気候といった極めて豊かな地域資源に恵まれています。これらの魅力により、国内外から多数の観光客が訪れる沖縄県を代表する観光地として着実に発展を遂げてきました。観光産業は本市の基幹産業として、地域経済の活性化や雇用の創出などに極めて重要な役割を果たしています。

近年、旅行者のニーズや経験はますます多様化・高度化し、また観光を取り巻く競争環境も大きく変化してきています。こうした状況の中で、本市が今後も魅力ある観光地として選ばれ続けるためには、地域社会全体が一体となって観光まちづくりを推進し、観光の質と滞在価値の向上を図ることが不可欠です。

本市では、平成15年に「石垣市観光立市宣言」を発出し、さらに令和4年3月には「第二次石垣市観光計画」を策定するなど、「持続可能でより良い社会を求めて世界中の人々がつながるまち ～石垣の未来は地球の未来～」という将来像の実現に向け、観光振興に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的に落ち込んだ入域観光客数も現在は回復基調を示していますが、一方で依然として繁閑差が顕著であり、一年を通じた安定的な観光需要の創出が重要な課題となっています。また、観光客の滞在促進と域内消費の拡大は、地域経済の活性化、雇用の安定・創出などをもたらす一方で、住民の生活環境等に対して一定の影響を及ぼす状況も見受けられます。

このような課題に対応しつつ、石垣島がその自然環境や地域の暮らしそのものに共感・憧れを抱かれる持続可能なデスティネーションとして成長・成熟していくためには、地域で育まれたライフスタイル自体が滞在の目的となるような魅力を備えることが不可欠です。本市の観光産業を、市民、とりわけ重要な役割を担う従事者の生活水準や所得向上に資する持続的かつ高度な成長産業へと昇華させていく必要があります。

今後の旅行市場の変化に戦略的かつ柔軟に対応し、前述の将来像を実現するために、持続的かつ安定的な観光財源の確保が極めて重要と考え、本市は、法定外目的税として「宿泊税」を新たに導入する方針を定め、令和7年度中に「石垣市宿泊税条例」を制定する予定です。

当該税制により確保された財源を活用し、持続可能な観光地経営を推進するとともに、観光客・観光事業者・地域住民の相互理解と協働を基盤とする観光施策を展開し、地域全体が観光の恩恵を享受できる仕組みづくりを進めます。

2. 概要 〔石垣市協議書より〕

課 税 団 体	沖縄県石垣市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	石垣市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）に係る施設
税 収 の 使 途	(1) 石垣島を拠点とする、観光客の滞在価値向上に資する取組み (2) 住民と観光客が石垣島の暮らしを共に守り育む取組み (3) 石垣島の観光を支える人々の働く魅力の向上に資する取組み (4) 税の啓発・徴収および税の活用にあたっての立案・実行に係る経費等
課 税 標 準	上記施設における宿泊料金
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	・1人1泊当たりの宿泊料金の1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする。）
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約5.2億円
課 税 免 除 等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・学校教育活動として行われる部活動等の参加者（引率者も含む） ・公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等
徴税費用見込額	（平年度）約0.3億円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

石垣市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

石垣市の宿泊税の課税標準については、「旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊料金」を課税標準とするため、宿泊行為の対価の額を課税標準として課税するという点において消費税と同様であり、課税標準を同じくしていると考えられる。

② 住民の負担

石垣市における住民（納税者）の負担については、宿泊税を課税する沖縄県に係る負担と合わせて検討する必要がある。沖縄県宿泊税の税率は2.0%であるが、そのうち1.0%相当額（税収の1/2）を市町村に交付金として交付する仕組みとしている。一方、石垣市域においては、県が実施する広域的事業の一部を石垣市が担うこととし、県の宿泊税率を0.8%に引き下げ、当該5市町村の宿泊税率を1.2%とすることで、県内の宿泊税率を一律2.0%としている。

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、1泊につき宿泊料金の2.0%という税額は、絶対値として、また先行事例（倶知安町においては宿泊料金の3.0%）を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

石垣市宿泊税は、石垣市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

石垣市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえ、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

宮古島市「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 [宮古島市協議書より抜粋]

宮古島市は観光産業をリーディング産業として位置付けており、これまで様々な観光振興施策に取り組んできた。その結果、平成26年度まで年間入域観光客数が40万人程度だったが、その後大幅に上昇し、平成30年度・令和元年度には100万人を突破している。

コロナ禍で一度落ち込むものの、令和4年度以降は順調に回復を見せ、令和6年度においては119万人と過去最高を記録している。

観光産業が好調な一方で、観光客増加による環境負荷の課題や、人手不足、二次交通、受入体制の強化など課題も多く、観光振興施策に係る財源の必要性は高くなっている。

そのような中、施政方針において環境の保全と持続可能な観光の両立が掲げられ、「宮古島市観光推進協議会」にて、新たな財政需要に適切に対応するための財源として、徴収体制、収入と使途のバランス、市民生活への影響等の観点から比較検討を行ったところ、宿泊税が適当とされた。

持続可能な観光地域づくりを図るため、宿泊税を活用し、島の未来を担い産業の発展を支え、観光客及び住民双方の満足度向上を生み出す観光振興、受入体制整備等の推進、良好な景観の保全・活用、地域一体となった観光産業、伝統文化等の再生・高付加価値化を進め、持続可能な観光地域づくりを目指す。

2. 概要 〔宮古島市協議書より〕

課 税 団 体	沖縄県宮古島市
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	宮古島市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅 ・国家戦略特別区域法に規定する認定事業（特区民泊）に係る施設
税 収 の 使 途	① 受入体制の充実強化 ② 環境及び景観の保全 ③ 文化芸術やスポーツの振興 ④ 持続可能な観光の推進
課 税 標 準	上記施設における宿泊料金
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	・1人1泊当たりの宿泊料金の1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする。）
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約5.0億円
課 税 免 除 等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・学校教育活動として行われる部活動等の参加者（引率者も含む） ・公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等
徴税費用見込額	（平年度）約0.4億円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

宮古島市宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

宮古島市の宿泊税の課税標準については、「旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊料金」を課税標準とするため、宿泊行為の対価の額を課税標準として課税するという点において消費税と同様であり、課税標準を同じくしていると考えられる。

② 住民の負担

宮古島市における住民（納税者）の負担については、宿泊税を課税する沖縄県に係る負担と合わせて検討する必要がある。沖縄県宿泊税の税率は2.0%であるが、そのうち1.0%相当額（税収の1/2）を市町村に交付金として交付する仕組みとしている。一方、宮古島市域においては、県が実施する広域的事業の一部を宮古島市が担うこととし、県の宿泊税率を0.8%に引き下げ、宮古島市の宿泊税率を1.2%とすることで、県内の宿泊税率を一律2.0%としている。

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、1泊につき宿泊料金の2.0%という税額は、絶対値として、また先行事例（倶知安町においては宿泊料金の3.0%）を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

宮古島市宿泊税は、宮古島市内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

宮古島市宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえず、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人（DMO）の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

本部町「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔本部町協議書より抜粋〕

本町は沖縄本島の北部、本部半島の西端に位置しており、南東に名護市、北東に今帰仁村と隣接し、航路で伊江村とつながっています。海洋博公園（国営沖縄記念公園）が本町域にあり、年間400万人以上の観光客が訪れる本町は、「太陽と海と緑－観光文化のまち」のスローガンのもとにまちづくりを進めてきました。

これまで、「第4次本部町総合計画」や「本部町観光振興計画」に基づき観光地としての魅力を高めるために、都市基盤の整備や観光客の受け入れ環境の整備等、各種事業を進めてきましたが、近年の観光客の増加、特にインバウンド観光の急増により観光に対する新たな需要は増加、多様化の一途を辿っています。

自主財源の乏しい本町の財政状況では観光振興に使用できる一般財源に限りがあるため、これらの事業は、主に国庫・県補助金を活用してきましたが、事業規模の拡大や、新たな需要への対応など今後も持続的に観光関連事業を進めていくためには新たな自主財源の確保が喫緊の課題となっていました。

そこで、令和5年12月に「本部町法定外目的税導入検討委員会」を設置し、宿泊業関係者、観光業関係者、地域団体、旅行業関係者の外部有識者から宿泊税についての制度設計の検討や意見交換を行ってきました。検討会の中では、課税免除や上限の設定、宿泊料金に定率をかけた制度が導入できないか、などの意見が出ました。

検討会での意見を整理し、町議会の令和7年第7回定例会に「本部町宿泊税条例（案）」を上程し、同議会で原案のとおり可決されたところです。

宿泊税は本町が世界から選ばれる持続可能な観光地として発展していくことを目的として、観光地における環境及び良好な景観を保全し、安全安心で快適な観光の実現など、観光振興を図る施策に要する費用に充てるため、宿泊者に対し、新たな町税（法定外目的税）として負担してもらうため導入するものです。

本町が観光に関連して行う事業は、本町に宿泊する方々に直接または間接的に一定の受益があることは明白であり、宿泊税は、宿泊者が観光に関連して行う事業費の一部を過度にならない程度に負担する仕組みとしております。

以上の理由により、新たに宿泊税を課税するために協議を申し出るものです。

2. 概要 [本部町協議書より]

課 税 団 体	沖縄県本部町
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	本部町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	安全かつ安心して快適な観光の実現、観光旅客の受入れ態勢の充実強化、その他の観光の振興に関する施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊料金
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	・1人1泊当たりの宿泊料金の1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする。）
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約2.7億円
課 税 免 除 等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・学校教育活動として行われる部活動等の参加者（引率者も含む） ・公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等
徴税費用見込額	（平年度）約0.1億円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

本部町宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

本部町の宿泊税の課税標準については、「旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊料金」を課税標準とするため、宿泊行為の対価の額を課税標準として課税するという点において消費税と同様であり、課税標準を同じくしていると考えられる。

② 住民の負担

本部町における住民（納税者）の負担については、宿泊税を課税する沖縄県に係る負担と合わせて検討する必要がある。沖縄県宿泊税の税率は2.0%であるが、そのうち1.0%相当額（税収の1/2）を市町村に交付金として交付する仕組みとしている。一方、本部町域においては、県が実施する広域的事業の一部を本部町が担うこととし、県の宿泊税率を0.8%に引き下げ、本部町の宿泊税率を1.2%とすることで、県内の宿泊税率を一律2.0%としている。

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、1泊につき宿泊料金の2.0%という税額は、絶対値として、また先行事例（倶知安町においては宿泊料金の3.0%）を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

本部町宿泊税は、本部町内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

本部町宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえ、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

恩納村「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由

〔恩納村協議書より抜粋〕

恩納村は、沖縄海岸国定公園に属する景勝地「万座毛」や豊かな自然が育む美しいビーチ群など、かけがえのない観光資源に恵まれ、県内有数のリゾート観光地として発展を遂げてまいりました。国内外から多くの来訪者を迎え入れ、村の経済活性化に多大なる貢献を果たしております。

また、本村は「世界一サンゴと人にやさしい村」を掲げ、自然環境と観光、そして村民生活が高度に調和した地域を目指しております。この貴重な観光資源である海洋環境を保護するためには、ビーチクリーンや海中清掃といった直接的な事業に加え、サンゴの死滅や景観への影響を及ぼす赤土流出の防止に取り組むことが不可欠であります。

さらに、全国有数のリゾート地として、トップシーズンには数万人が恩納村に滞在することから、常に自然災害や感染症によるパンデミックに備え、観光客の安全を確保することが強く求められております。加えて、交通基盤の脆弱性も大きな課題であり、観光客や地域住民の利便性向上、さらには持続的なスマート・エコリゾートを実現するための交通結節点の整備が急務となっております。インバウンド観光客の増加に伴い、村内の各拠点における多言語表示の設置や、観光マナーの周知徹底も喫緊の課題があります。

こうした背景から、恩納村は、持続可能な観光地の推進と、地域が直面する多岐にわたる課題への対応に必要な安定的な財源を確保するため、宿泊税の導入が不可欠であると判断いたしました。

宿泊税の導入検討は、平成30年度より有識者、観光関連団体、宿泊事業者等で構成される「恩納村宿泊税制度の導入施行に関する検討委員会」を設置し、新たな財源の必要性、財源の種別、宿泊税の制度設計等について、多角的な議論を重ねてまいりました。また、宿泊税の導入を検討している沖縄県をはじめとする5自治体との間で協議・意見交換を重ね、税率および課税免除等における自治体間の整合性を図ってまいりました。

これらの慎重な検討と調整の経緯を経て、「恩納村宿泊税条例(案)」を恩納村議会に上程し、令和7年9月26日に可決されたところでございます。

本宿泊税により確保される財源は、恩納村観光振興計画の方針に基づくとともに、宿泊税に係る使途事業の要件に沿って適正かつ効果的に活用いたします。具体的には、オーバーツーリズム対策の推進、豊かな自然環境の保全、観光魅力のさらなる向上、観光客の安全確保、交通利便性の改善、多言語対応の強化などに充当することで、来訪者の滞在環境の質および満足度の向上を図ってまいります。これにより、恩納村が持続可能な観光地として、その観光競争力を確実に維持・向上させることを目指します。

以上の理由により、地方税法第5条第7項の規定に基づき、宿泊税を新たに導入することといたします。

2. 概要 [恩納村協議書より]

課 税 団 体	沖縄県恩納村
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	恩納村内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	自然環境と観光、そして村民生活が高度に調和した「世界一サングと人にやさしい村」として、持続的な観光の振興を図り、世界でトップクラスのリゾート地として発展していくための費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊料金
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	・1人1泊当たりの宿泊料金の1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする。）
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約5.5億円
課 税 免 除 等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・学校教育活動として行われる部活動等の参加者（引率者も含む） ・公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等
徴税費用見込額	（平年度）約0.2億円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

恩納村宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

恩納村の宿泊税の課税標準については、「旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊料金」を課税標準とするため、宿泊行為の対価の額を課税標準として課税するという点において消費税と同様であり、課税標準を同じくしていると考えられる。

② 住民の負担

恩納村における住民（納税者）の負担については、宿泊税を課税する沖縄県に係る負担と合わせて検討する必要がある。沖縄県宿泊税の税率は2.0%であるが、そのうち1.0%相当額（税収の1/2）を市町村に交付金として交付する仕組みとしている。一方、恩納村域においては、県が実施する広域的事業の一部を恩納村が担うこととし、県の宿泊税率を0.8%に引き下げ、恩納村の宿泊税率を1.2%とすることで、県内の宿泊税率を一律2.0%としている。

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、1泊につき宿泊料金の2.0%という税額は、絶対値として、また先行事例（倶知安町においては宿泊料金の3.0%）を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

恩納村宿泊税は、恩納村内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

恩納村宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえ、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」（令和5年3月31日閣議決定）では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人（DMO）の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。

北谷町「宿泊税」の新設について

1. 新設の理由 〔北谷町協議書より抜粋〕

北谷町は、昭和56年に西海岸における米軍用地返還を契機に、公園やビーチなどの社会資本整備が集中的に推進されることにより、宿泊施設や商業施設などが集積され、今日においては年間約300万人が来訪する県内有数の観光地として発展を遂げております。

第一次北谷町観光振興計画では、観光産業を本町の基幹産業と位置づけ、情報発信の強化や受入環境整備、観光資源の磨き上げによる魅力の向上を推進してまいりました。

今後も持続可能な観光地として発展していくためには、観光産業を取り巻く環境変化に対応し、安全・安心な観光地づくりや地域の魅力向上、来訪者の満足度の向上を図る観光施策の展開を加速させる必要があります、そのためには安定的かつ持続的な財源確保が必要不可欠です。

こうした背景から、宿泊税の導入については、令和5年度より、有識者、観光関連団体、宿泊事業者等で構成された「北谷町宿泊税制度の導入施行に関する検討委員会」を設置し、新たな財源の必要性や財源の種別、宿泊税の制度設計等について検討を重ねてきました。

また、宿泊税の導入検討を行っている沖縄県をはじめとする5自治体との協議・意見交換を重ね、税率及び課税免除等における自治体間の整合性を図った上で、「北谷町宿泊税条例」を北谷町議会に提案し、令和7年10月14日に可決されました。

宿泊税の税収は、北谷町観光振興計画の方針や宿泊税に係る用途事業の要件に基づき、自然環境、来訪者、町民、観光事業者のそれぞれに配慮した取組に活用します。具体的には、安全・安心な観光地づくりや魅力の更なる向上、観光による弊害の未然防止対策などを推進することで、来訪者の滞在環境の質および満足度の向上につなげ、持続可能な観光地として北谷町の観光競争力の維持・向上を図るものとします。

以上の理由から、地方税法第5条第7項の規定に基づき、観光目的税としての宿泊税を導入することといたします。

2. 概要 [北谷町協議書より]

課 税 団 体	沖縄県北谷町
税 目 名	宿泊税（法定外目的税）
課 税 客 体	北谷町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて営む旅館・ホテル及び簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅
税 収 の 使 途	世界水準の都市型オーシャンフロント・リゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用
課 税 標 準	上記施設における宿泊料金
納 税 義 務 者	上記施設における宿泊者
税 率	・1人1泊当たりの宿泊料金の1.2%（ただし、税額1,200円を上限とする。）
徴 収 方 法	特別徴収
収 入 見 込 額	（平年度）約1.9億円
課 税 免 除 等	・修学旅行等の参加者（引率者も含む） ・学校教育活動として行われる部活動等の参加者（引率者も含む） ・公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等
徴税費用見込額	（平年度）約0.2億円
課税を行う期間	条例施行後3年を目途に見直しを行うこととする規定あり

3. 同意要件との関係

北谷町宿泊税について、地方税法第733条に規定する不同意要件に該当する事由があるかどうか検討する。

○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）

（総務大臣の同意）

第733条 総務大臣は、第731条第2項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならない。

- 一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- 二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- 三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済対策に照らして適当でないこと。

（1）「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。」

① 課税標準

北谷町の宿泊税の課税標準については、「旅館・ホテル、簡易宿所、住宅宿泊事業に係る施設への宿泊料金」を課税標準とするため、宿泊行為の対価の額を課税標準として課税するという点において消費税と同様であり、課税標準を同じくしていると考えられる。

② 住民の負担

北谷町における住民（納税者）の負担については、宿泊税を課税する沖縄県に係る負担と合わせて検討する必要がある。沖縄県宿泊税の税率は2.0%であるが、そのうち1.0%相当額（税収の1/2）を市町村に交付金として交付する仕組みとしている。一方、北谷町域においては、県が実施する広域的事業の一部を北谷町が担うこととし、県の宿泊税率を0.8%に引き下げ、北谷町の宿泊税率を1.2%とすることで、県内の宿泊税率を一律2.0%としている。

宿泊者の受益に着目し、広く負担を求めるという考え方に基づいて制度設計されており、1泊につき宿泊料金の2.0%という税額は、絶対値として、また先行事例（倶知安町においては宿泊料金の3.0%）を踏まえても著しく過重とまではいえない。

以上のことから、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」には該当しないと考えられる。

(2) 「地方団体間における物の物流に重大な障害を与えること。」

北谷町宿泊税は、北谷町内に所在する「宿泊施設への宿泊行為」を課税客体とするものであり、地方団体間の物の流通を阻害するような内国関税的なものとはいえず、「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」には該当しないと考えられる。

(3) 「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当ではないこと。」

北谷町宿泊税は、(1) ②のとおり著しく過重な税負担であるとまではいえ、観光振興や人の交流の観点から、それらの妨げとなるものではないと考えられる。

さらに、この宿泊税の使途は、観光の振興を図る施策に充てられるものであり、それを含めて考えれば、本税は観光施策を推進するためのものであるといえる。

また、「観光立国推進基本計画」(令和5年3月31日閣議決定)では、「世界に誇る観光地形成に向けて、その司令塔となる観光地域づくり法人(DMO)の形成を促進するとともに、外部専門人材の登用や中核人材の確保・育成、宿泊税、入湯税等の持続可能な財源の確保等の体制強化を支援する」とされており、本税は、こうした国の観光施策の方向性とも軌を一にするものと考えられる。

したがって、「(1) 及び (2) に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと」には該当しないと考えられる。